

一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会

新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専攻医の登録に関する細則

2019年9月29日制定

2019年11月25日改定

2023年1月29日改定

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会専門医・認定医認定制度要綱（以下、要綱という）を施行するにあたり、新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専攻医の登録に関する要綱第5条の5の運用に必要な細則をここに定める。

（家庭医療専門研修を開始できる要件）

第1条 家庭医療専門研修を開始できるのは、一般社団法人日本専門医機構認定総合診療専門研修プログラムを修了しているか、同プログラムに在籍している者に限る。

2 総合診療専門研修プログラムに在籍している者は、原則として、所属する同プログラムの基幹施設と同一の基幹施設が運営する家庭医療専門研修プログラムにのみ登録できる。

（開始登録）

第2条 家庭医療専門研修プログラムのプログラム責任者は、専攻医が研修を開始してから1か月以内に、その氏名を次の(1)と(2)の書類を添えて理事長に届け出なければならない。

(1) 家庭医療専門研修開始届出書（様式新専登-1）

(2) 総合診療専門研修プログラム修了証の写し、または総合診療専門研修プログラムに在籍していることを示す書類の写し

2 理事長は、前項の届け出により専攻医を登録し、その旨をプログラム責任者に通知するとともに研修手帳を交付する。

（研修手帳）

第3条 専攻医は所定の研修手帳を用いて、研修の記録、研修目標に対する進捗の確認と自己評価、指導医との振り返りの記録を逐次行っていかななければならない。

2 専攻医は、1年毎および研修修了時に、研修手帳を学会に提出し確認を受けなければならない。

3 専門医制度運営会議は、専攻医が提出した研修手帳を、認定プログラムおよび制度全般のモニタリングを目的として閲覧することができる。

（移籍）

第4条 専攻医が要綱第12条により家庭医療専門研修プログラムを移籍しようとするときは、現在所属しているプログラムのプログラム責任者が、様式新専登-3によって申請しな

なければならない。

2 前項の申請があったとき理事長は速やかにプログラム運営・FD 委員会の審査に基づき承認の可否を決し、通知しなければならない。

(中断および再開の届け出)

第5条 プログラム責任者は、専攻医が要綱第14条により研修を中断または再開するときは、速やかに様式新専登-4 あるいは専門研-5 によって理事長に届け出なければならない。

(家庭医療専門研修中断証)

第6条 要綱第14条に定める家庭医療専門研修中断証には、当該専攻医に関する次の事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名および生年月日
- (2) 中断した家庭医療専門研修プログラムの名称およびプログラム責任者の氏名
- (3) 家庭医療専門研修を行った全ての施設の名称および所在地
- (4) 家庭医療専門研修を開始した年月日および中断した年月日
- (5) 家庭医療専門研修を中断した理由
- (6) 家庭医療専門研修を中断するまでの研修の内容および専攻医の評価

(延長の承認)

第7条 プログラム責任者は、専攻医が要綱第15条により研修を延長するときは、速やかに様式新専登-6 によって理事長の承認を求めなければならない。

2 前項の求めがあったとき理事長は速やかにプログラム運営・FD 委員会の審査に基づき承認の可否を決し、通知しなければならない。

(除籍および復帰)

第8条 専攻医が学会の会員でなくなったときは除籍する。

2 前項による除籍の後、家庭医療専門研修プログラムによる研修を継続している間に理事会の承認により会員資格の回復または再入会を認められたときは、専攻医登録も復帰する。

3 前項の場合は、会員資格喪失期間の研修も修了に必要な研修歴として認める。

4 家庭医療専門研修を中断している間に学会の会員でなくなったとき、家庭医療専門研修を再開するためには再び学会への入会が認められなければならない。

(修了登録)

第9条 プログラム責任者は、専攻医が研修を修了したときは、速やかにその氏名を様式新専登-7 によって理事長に届け出、同時にその専攻医の研修手帳を提出しなければならない。

- 2 修了登録後に会員でなくなった場合も、この登録は抹消しない。
- 3 第1項で提出された研修手帳の記載において、必修の研修内容を履修していない者、研修目標の不達が著しい者、振り返りの記録の不記載が著しい者については研修未了とみなし、修了登録を行わない。

(家庭医療専門研修修了証)

第10条 要綱第16条第2項に定める家庭医療専門研修修了証には、当該専攻医に関する次の事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名および生年月日
- (2) 修了した家庭医療専門研修プログラムの名称およびプログラム責任者の氏名
- (3) 家庭医療専門研修を行った全ての施設の名称および所在地
- (4) 家庭医療専門研修を開始した年月日および修了した年月日
- (5) 家庭医療専門研修を修了するまでの研修の内容

(異議申し立て)

第11条 プログラム責任者または専攻医(研修開始前にあたっては家庭医療専門研修を始めようとする会員)は、研修の開始要件を満たさないとされた場合、プログラムの移籍または研修の延長が不承認になった場合は、様式新専登-8によって理事長に異議を申し立てることができる。

2 前項の申し立てを受けたとき理事長は速やかにプログラム運営・FD委員会の再審査に基づき許可または承認の可否を決し、通知しなければならない。

(改定)

第12条 この細則は、専門医制度運営会議が発議し理事会の議決を経て改定できる。

附則

(施行期日)

第1条 この細則は2019年9月29日から施行する。

2 この細則は2019年11月25日から改定して施行する。

3 この細則は2023年1月29日から改定して施行する。

(2017年以前に臨床研修を修了した者の特例)

第2条 2017年以前に臨床研修を修了した者が、要綱附則第23条に定める特例を適用して家庭医療専門研修を行う場合は、本則第1条を適用せず、本則第2条第1項の(2)を要しない。

(特例で家庭医療専門研修を行う場合の領域別研修等)

第3条 2017年以前に臨床研修を修了した者が前条により家庭医療専門研修プログラムで研修を行う場合は、内科12カ月以上、小児科3カ月以上、救急科3カ月以上からなる領域別研修も行わなければならない、これを含めた個別の研修計画書を理事長に提出し承認を受けた後に、本則第2条の研修開始登録を行う。領域別研修の基準は一般社団法人日本専門医機構認定総合診療専門研修プログラムの基準を準用する。

2 前項の研修計画書には、全体の研修期間、家庭医療専門研修、領域別研修の時期や研修施設を記載し、領域別研修に関しては研修内容や質が分かる書類(総合診療専門研修プログラムとして認定されていることを示す書類など)を添付するものとする。ただし、内科の研修期間について、双方の基準を満たしている場合に限り、6カ月上限として家庭医療専門研修Ⅱとしても重複して算定することができる。

3 領域別研修の間、専攻医は当該領域の指導医の指導を受けるが、プログラム責任者は研修が円滑に行われるよう継続的な支援を行うものとする。

4 この特例による研修修了後、プログラム責任者の申請に基づき、学会が領域別研修について修了基準に到達したことを確認して修了判定を行う。

(特例で家庭医療専門研修を行う場合の領域別研修の免除)

第4条 前条第1項に定める領域別研修について、同等以上の臨床経験が既にあると認められる者には、当該研修の免除または期間短縮をすることができる。

2 前項の免除または期間短縮は、プログラム責任者の申請に基づき学会が個別に審査して決定する。ただし、内科研修の免除または期間短縮が認められる場合、過去の内科研修期間を家庭医療専門研修Ⅱとして重複算定することはできない。

第5条 要綱附則第25条の定めにより、旧制度の家庭医療後期研修プログラムから新制度の家庭医療専門研修プログラムに移籍する場合は附則第2条に準ずるものとし、事前に本則第4条に準じて申請しなければならない。移籍先は移籍前のプログラムと基幹施設が同じプログラムであることを原則とし、この条件に合うプログラムがない場合は他のプログラムへ移籍することができるものとする。

第6条 前条により新制度の家庭医療専門研修プログラムに移籍する場合、研修修了要件は原則として新制度の定めに従うものとし、内科、小児科、救急科の領域別研修については附則第3条に従う。

2 「家庭医療後期研修プログラムの認定に関する細則」(2011年1月9日制定)による家庭医療専門研修は新制度の家庭医療専門研修Ⅰを、「改訂家庭医療後期研修プログラムの認定に関する細則」(2013年5月17日制定)による総合診療専門研修ⅠとⅡはそれぞれ新制度の家庭医療専門研修ⅠとⅡを履修したものとみなし、移籍後は新制度の研修期間のうち未履修期間の研修を行うものとする。

3 プログラム認定細則第4条に定める家庭医療専門研修Ⅰの12カ月以上連続の研修要件については、次のようにする。

- 1) 家庭医療専門研修Ⅰに相当する移籍前の研修において12カ月以上連続して行っていれば、この研修要件を満たすものとする。
- 2) 1)以外の場合は移籍後に12カ月以上の連続研修を行うことを原則とする。
- 3) 2)のうち、家庭医療専門研修Ⅰの合計期間を18カ月とするために移籍後に行わなければならない家庭医療専門研修Ⅰが12カ月未満の場合は、移籍後の家庭医療専門研修Ⅰの全期間を連続した研修とすればよいものとする。

第7条 要綱附則第25条により新制度の家庭医療専門研修プログラムで研修を再開するときは本則第5条を適用せず、事前に申請しなければならない。また、附則第2条に準ずるものとし、研修修了要件については附則第6条を準用する。

- 様式新専登-1 家庭医療専門研修開始届出書
欠番
- 様式新専登-3 家庭医療専門研修移籍申請書
- 様式新専登-4 家庭医療専門研修中断届出書
- 様式新専登-5 家庭医療専門研修再開届出書
- 様式新専登-6 家庭医療専門研修延長申請書
- 様式新専登-7 家庭医療専門研修修了届出書
- 様式新専登-8 専攻医の登録に関する異議申立書